◎障害児福祉手当 障害程度認定基準 (腎臓の機能障害)

(傍線部分は改正部分)

改正後

現 行

別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定 基準

第一 (略)

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度は次によるものとする。

 $1 \sim 3$ (略)

4 内部障害

(1)~(2) (略)

(3) 腎臓の機能障害

ア <u>腎</u>臓の機能障害については、永続する<u>腎</u>機能不全、 尿生成異常をいうものとする。

イ <u>腎</u>臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。

- ウ <u>腎</u>臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、<u>血球算定検査、</u>血液生化学検査 (血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質、血清シスタチンC等)、血液ガス分析、推算糸球体濾過値(eGFR)、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。
- エ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状に は次のようなものがある。
 - (7) 腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが15m ℓ /分未満又は推算糸球体濾過値(eGFR)が15未満であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの
 - ⑦ 尿毒症性心包炎
 - ⑦ 尿毒症性出血傾向
 - ⑦ 尿毒症性中枢神経症状
 - (イ) 次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、 かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、 ネフローゼ症候群と診断されるもの。

別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定 基準

第一 (略)

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度は次によるものとする。

 $1 \sim 3$ (略)

4 内部障害

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) <u>じん</u>臓の機能障害

ア <u>じん</u>臓の機能障害については、永続する<u>じん</u> 機能不全、尿生成異常をいうものとする。

イ <u>じん</u>臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行 う必要があるものについては、当該療法実施前の 状態で判定するものとする。

ウ <u>じん</u>臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、じん機能検査成績、尿所見、血液化学 検査、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身辺の日常生活活動が極度に 制限される状態にあるものについては、令別表第 1第8号に該当するものとする。

- エ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状に は次のようなものがある。
 - (7) じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が10m ℓ /分未満又は<u>血清クレアチニン濃度が $8.0mg/d\ell$ 以上</u>であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの
 - ⑦ 尿毒症性新包炎
 - ⑦ 尿毒症性出血傾向
 - ⑤ 尿毒症性中枢神経症状
 - (イ) 次の3検査項目(尿たん白量、血清総たん白量、血清アルブミン量)のうち「尿たん白量及び血清総たん白量」又は「尿たん白量及び血清アルブミン量」の検査項目について、次表に掲げる検査成績を示しネフローゼ症候群と診断されるもの(高脂血症及び浮腫はネフローゼ症候群診断のための必須条件でなく、参考となる。)

区分	検査項目	<u>単位</u>	<u>異常</u>
<u>r</u>	血清アルブミン	g/dl	2.5以下
<u>1</u>	早朝尿蛋白量/クレアチニン	g/gクレアチニン	2.0以上
<u>Ż</u>	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m²	<u>40以上</u>

検査成績		
その他		
1 目 尿 た ん 白		
<u>量 3.5g以 上を</u>		
持続するもの		
100		

改 正 後				
	低たん白血症	血清総たん白量血清アルフ、シン量	学童及び幼児 6.0g/dl以下 乳児 5.5g/dl以下 学童及び幼児 3.0g/dl以下 乳児 2.5g/dl以下	6.0g/d以下 3.0g/d以下
	高脂血症	血清総 cholesterol	学童 250mg/dl以上 幼児 220mg/dl以上 乳児 200mg/dl以上	250mg/d1以 上
	<u>浮</u> 腫		<u>有</u>	<u>有</u>
オ 賢機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、賢職疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成目前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。		ものと思え 度の判定に において貞	上検査成績は、その性質となるので、 <u>じん</u> 臓疾書によりでは、診断書によりでは、では、できましては、できまれては、できましては、できます。	、る病状の程 前3か月間 ∵いると思わ